

奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により芸術文化活動が停滞している状況下において、芸術文化活動の機会及び県民の文化鑑賞の機会を確保するため、芸術文化活動を行う者に対し、その活動をオンラインで発信するために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者又は芸術文化団体であって、補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の計画を作成し、当該計画が補助金の交付対象として採択されたものとする。

- (1) 事業者にあつては、次の全てに該当すること。
 - ア 奈良県内に主たる活動拠点を有する法人又は個人であること。
 - イ 法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあること。
 - ウ 平成31年4月1日以降に、補助対象者自ら又は所属する構成員が、不特定多数の者を対象に演奏、演技等を公開し、対価を得る芸術文化活動を行った実績があること。
- (2) 芸術文化団体にあつては、次の全てに該当すること。
 - ア 奈良県内に主たる活動拠点を有すること。
 - イ 規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあること。
 - ウ 設立から1年以上経過していること。
 - エ 平成31年4月1日以降に、補助対象者自ら又は所属する構成員が、不特定多数の者を対象に演奏、演技等を公開し、対価を得る芸術文化活動を行った実績があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、作品制作、発表等の活動機会が失われ、又は減少していること。
- (4) 事業を完遂する見込みがあること。
- (5) 会計経理が明確であること。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (7) 国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている法人又は団体ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業であって、県内の芸術文化の振興に寄与するものとして知事が認めるものとする。

- (1) 補助対象者が奈良県内において実施する芸術文化活動であって、当該活動の映像を撮影し、インターネットを活用して、その動画を配信するものであること。
- (2) 特定の個人又は団体のみを対象として実施する芸術文化活動でないこと。
- (3) チャリティーコンサート等の寄附又は募金を目的として実施する芸術文化活動でないこと。
- (4) 作成した動画は、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないものであること。
- (5) 動画作品の著作権は、全て補助対象者に帰属するが、奈良県が広報、記録等のために必要な範囲内で動画作品を無償かつ通知を要せずに無期限に利用することができるものとする。
また、奈良県が動画作品を使用することについて、補助対象者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) 芸術文化活動の実施に当たっては、出演者、スタッフ等（集客を行う場合にあつては来場者等を含む。）の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため適切な措置を講ずること。

(補助対象事業の実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、令和2年9月1日から令和3年3月15日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助金の限度額等)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費から次に掲げる額を控除した額の千円未満の額を切り捨てた額
ア 補助対象事業で得た収入の額から補助対象外経費（事業に直接要しない経費その他公金の支出が適当でないとして知事が認めるものを除く。）を控除した額（その額が零を下回る場合は、零）
イ 他の法令等により、国又は地方公共団体等から補助金等を受けている場合は、当該補助金等の額
- (2) (1)の額が50万円を超える場合は、50万円

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類

を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、交付申請については、1申請者につき1件とする。

- (1) 事業計画書（第1号様式 別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式 別紙2）
- (3) 活動実績調書（第1号様式 別紙3）
- (4) 誓約書（第1号様式 別紙4）
- (5) 事業者（法人）の場合にあつては、登記事項証明書の写し又は法人の実態が分かるもの
- (6) 事業者（個人）の場合にあつては、確定申告書控えの写し
- (7) 芸術文化団体の場合にあつては、規約又は定款の写し、団体の役員名簿及び団体の概要が分かるもの
- (8) 他の機関から補助金等を受けている場合（補助対象事業の実施期間内に受ける予定がある場合を含む。）は、その要項等、内容が分かるもの
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第8条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があつた場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。なお、審査基準等については、別に定める。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

4 申請者が、補助金の交付の決定前に事前着手しようとするとき（補助金の交付決定前に補助対象事業が完了している場合を除く。）は、事前に交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。知事は、事業の目的や効果に鑑みて、事前着手を認めることができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、事業計画について変更（補助金の交付の対象となる経費の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式 別紙1）
- (2) 収支予算書（第3号様式 別紙2）
- (3) 変更内容の概要がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金事業実施報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第5号様式 別紙1）
 - (2) 収支決算書（第5号様式 別紙2）
 - (3) 支出に係る領収書等の証拠書類の写し
 - (4) 動画を記録したDVD等
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

- 第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第8条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第10条の規定に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 事業の実施が不可能となったとき。
- (6) 補助事業者が第18条第2項に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、同項第6号に該当することにより取り消したときの補助金の返還額については、補助金交付決定後の経過年数により別表2のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(規則第20条において知事が定める財産をいい、以下「取得財産等」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(取得の処分の制限)

- 第18条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具とする。
- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」と

いう。)は、5年間とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の経理等）

- 第19条 補助事業者は、補助金交付に関する一連の通知及び補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日が属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

別表1（第5条関係）

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 補助対象経費 | 機材等購入費 （カメラ、通信機器、その他映像撮影や編集及び動画配信に必要な物品等） |
| | 機材等賃借料（カメラ、通信機器等） |
| | 映像撮影・編集経費 |
| | 動画配信経費 |
| | 映像撮影や編集及び動画配信に要する外部スタッフ人件費 |
| | 映像撮影や編集及び動画配信に係るコンサルティング料 |
| | オンラインチケット販売システム利用料 |
| | 動画配信に係る広報宣伝費 |
| | その他動画制作及び配信に必要と認められる経費 |

別表2（第15条関係）

| 補助金交付決定後の経過年数 | 返還すべき補助金の額 |
|---------------|-----------------|
| 1年未満 | 補助金交付額の全額（100%） |
| 1年以上2年未満 | 補助金交付額の80% |
| 2年以上3年未満 | 補助金交付額の60% |
| 3年以上4年未満 | 補助金交付額の40% |
| 4年以上5年未満 | 補助金交付額の20% |